

第七十二号議案

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和八年二月十八日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

東京都後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「特定期間並びに」を「特定期間、」に改め、「平成二十九年度」の下に「の特定期間並びに令和八年度及び令和九年度」を加え、「附則第十四条の二」を「附則第十四条」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（提案理由）

後期高齢者の保険料率の増加の抑制を図るため、東京都後期高齢者医療財政安定化基金に係る処分の特例を改めるほか、規定を整備する必要がある。